

東親会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は東親会と称する
- 第2条 本会は本部事務所を東海歯科医療専門学校に常置し、各支部事務所を支部長宅に置く
- 第3条 本会は歯科技工士を昂揚し技術の向上、発展を図り、歯科医業に寄与し並にその情報交換を行い、会員相互の尚一層の親睦をはかる事を目的とする
- 第4条 当会員は本会則を遵守する義務を負う

第2章 会員

- 第5条 1項 本会の当会員は次を以て構成される
1. 特別会員
 1. 本会員
 1. 準会員
- 2項 特別会員は役員会で推薦された東海歯科医療専門学校に功労のあるものを以て構成される
- 3項 本会員は東海歯科医療専門学校卒業生及び専攻科修了生を以て構成される
- 4項 1) 準会員は東海歯科医療専門学校在校生を以て構成される
- 2) 準会員は議決権を持たないが理事を通して、その総意を役員会に反映出来、役員会はこれを尊重する
- 3) 準会員は、会報を個別配付されず一定の場所にこれを掲示してこれにかえる
- 第6条 1項 会員登録は卒業又は修了と同時にを行う
- 2項 会員登録に変更・異動等の生じた場合、各支部事務所に届出し、当該支部事務所は、受理と同時に本部事務所に速やかに連絡する
- 第7条 当会員は第3条に定める本会の目的に関する研究又は調査を本部へ報告することができる
- 第8条 当会員は東親会が主催する種々の講演会に出席することができる
- 第9条 1項 当会員は本会所定の当初会費及び臨時会費を支払うものとする
但し特別会員はこれを免除される
- 2項 特別の事由ある時は役員会で会費を減免することがある
- 第10条 1項 当会員の退会は本人の死亡、退学、若しくは失踪の場合のみに限る
- 2項 失踪に際しての期日は3年とする
- 第11条 当会員であって下記の1つに該当した者は役員会の議決を以て除名することがある
1. 歯科技工士としての職務を著しく汚したもの
 1. 本会の体面を著しく汚したもの
 1. 本会の綱紀を著しく汚したもの

第3章 役員

第12条 本会に次の役員を置く

1. 会長 1名
1. 副会長 2名
1. 書記 2名
1. 会計 2名
1. 専務理事 1名
1. 理事 各卒業年次ごと2名
1. 監査 2名

第13条 本会役員総会により選出される

但し理事については各卒業年次ごとの互選による

第14条 会長は本会を代表し、その事務を統轄し、並に本校理事会との円満な折衝にあたる

第15条 副会長は会長を補佐し、事故ある時はこれを代行する

第16条 書記は次の事務を行う

1. 会員名簿の管理(氏名、住所、慶弔、その他の事項)
1. 総会及び役員会の記名捺印のある議事録の作成及び管理
1. 各支部の統括及び管理
1. 会員及び各支部の活動報告の受理
1. 会報等、出版物の作成、配付
1. 準会員の統括

第17条 会計は下記の任務を行う

1. 運営資金の管理及び予算執行事務
1. 収入及び支出帳簿の管理
1. 決算書の作成
1. 次期予算案の作成
1. 上記事務の役員会への報告

第18条 理事はその卒業年次の会員を掌握し役員会にその総意を反映させる

第19条 監査は本会の職務及び会計財政を監査し、監査報告を定期総会に報告する

第20条 役員任期は各2年とする 但し再任を妨げない

第21条 役員に欠員を生じた時、役員会はこれを任命することが出来、任命された役員任期はその前任者の残任期間とする

第4章 会議

第1節 総会

- 第22条 定期総会は毎年3月中に開催し、臨時総会は会長が必要と認めた場合に開催する
- 第23条 2/3以上の本会員より臨時総会の要請がある時、会長は速やかにこれを招集しなければならない
- 第24条 下記の事項は総会にはかることを必要とする
1. 予算案及び決算の承認
 1. 運営報告の承認
 1. 役員の選出
 1. 会則に関する件
 1. 会費の決定
 1. その他重要な事項
- 第25条 総会の議長は副会長が行う
- 第26条 1項 総会の議決及び承認は出席者の多数決による 尚可否同数の時は議長が決議する
2項 会則変更の議決は出席者の2/3以上の同意を要する
- 第27条 総会に出席出来ない者は、当該議案の賛否を通知する 尚、会員より通知なき時は役員会の原案に賛成したものとみなす
- 第28条 1項 会長は総会で議決した事項を書記を通じて各支部事務所へ通達する
2項 各支部事務所はその事項を本会員へ通達する

第2節 役員会議

- 第29条 役員会議は第12条の役員で構成される
- 第30条 役員会議は会長が必要と認めた時にこれを招集する
- 第31条 役員会議の議長は会長とし会長に事由ある時は副会長がこれを代行する
- 第32条 下記の事項は役員会議によって行われる
1. 総会にはかるべき事項の原案作成
 1. 各支部長の承認
 1. 予算承認なき場合の暫定予算の執行
 1. その他、運営上必要な事項の決定
- 第33条 役員会議の開催に際して会長は必要と認めた時支部長を招集する
- 第34条 役員会議の重要事項の議決については役員2/3以上の賛成を要する

第3節 支部会

- 第35条 1項 支部会は各支部地区に設置され、当該地区内に居住する本会員で組織し、各支部長を置く
2項 各支部長は、各支部地区ごとの互選により選出され支部長宅を支部事務所とする
- 第36条 1項 各支部長は各支部会員からの総意を役員会に報告する
2項 支部長は役員会にその支部ごとの予算要求をすることが出来る
3項 支部長は必要ある時、支部会議を開催出来、その結果を役員会に報告する

第4節 会計及び財政

- 第37条 本会の会計年度は毎年1月1日より始まり、当年12月31日に終わる
- 第38条 1項 運営は総会で承認された当初予算による
2項 本総会で承認なき場合は前予算基準による暫定予算により運営出来る、尚次期定期総会でこの追認を要す
3項 新しい支出項目を生じた場合は、予備金を原資として補正予算を役員会にはかりこれを執行する
4項 信託基金を每期予算計上する
5項 その他会計及び財政に関する細則は役員会の決議による
- 第39条 寄付された金品は次期予算に計上される 但し用途を定めて寄付されたものは、役員会の決議により当該年次に執行することができる

第5節 慶弔

- 第40条 本会員にかかる慶弔ある時は、役員会がこれを定める

第6節 雑則

- 第41条 本会則は昭和54年4月1日を以て効力を生ずる
- 第42条 支部は下記の通りとする
○北海道支部(北海道)
○東北、関東、中部支部(東北地方、関東地方、中部地方)
○愛知支部(愛知県のみ)
○近畿、四国、中国支部(近畿地方、四国地方、中国地方)
○九州支部(九州地方、沖縄地方)
○海外支部(外国)
- 第43条 当会則に伴う細則は役員会議がこれを定める